

原議保存期間10年
(平成31年12月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第74号
平成21年12月18日
警察庁交通局交通規制課長

高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン等について

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成21年政令第290号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）は、本日公布された。

高齢運転者等専用場所等の設置に関する留意事項、高齢運転者等標章の様式及び交付事務に関する留意事項並びに「車両の種類（503-D）」を表示する補助標識の地の色の色度の範囲は、別添1から別添3までのとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

- 別添1 高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン
- 別添2 高齢運転者等標章に表示する記号等について
- 別添3 「車両の種類（503-D）」を表示する補助標識の色彩について

高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン

1 規制区間・場所

- (1) 官公庁、病院、福祉施設、公園その他の不特定多数の者が利用する施設のうち、高齢者等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺道路であること。
- (2) 原則として、法定駐（停）車禁止場所には設置しないこととし、法定駐（停）車禁止場所への設置を検討する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。
- (3) 現在、駐車禁止規制が実施されている道路に、新たに高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制を実施する場合には、駐車ベイや導流帯の設置等の安全対策を講じることについて検討すること。
- (4) 合理的な理由がある場合以外は、駐車すべき道路の部分として、道路の左側端以外の場所を指定しないこと。
- (5) 高齢運転者等専用時間制限駐車区間は、原則として歩車道の分離のある道路に設置すること。
- (6) 高齢運転者等標章自動車駐車可の実施を検討する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。

2 規制時間

高齢運転者等が施設を利用する時間帯に規制時間を設定するなど、道路交通環境に応じた合理的な交通規制となるよう留意すること。

3 道路標識等

- (1) 道路標識により駐車又は停車が禁止されている道路の部分に高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車駐車可の交通規制を実施する場合において、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」又は「高齢運転者等標章自動車駐車可（403の2）」（以下「標章車駐車可等標識」という。）を設置しようとする場所の直近に規制標識「駐停車禁止（315）」又は「駐車禁止（316）」（以下「駐停車禁止等標識」という。）が設置されていないときは、駐停車禁止等標識を標章車駐車可等標識に併設し、標章車以外の車両は駐車又は停車を禁止していることを明確にすること。

- (2) 1台又は数台分の区間のみについて高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車停車可の交通規制を実施する場合において、1本の道路標識により規制を実施するときは、併せて規制標示「平行駐車（112）」、「直角駐車（113）」又は「斜め駐車（114）」を設置すること。
- (3) 規制標示「駐停車禁止（103）」又は「駐車禁止（104）」が既に設置されている区間に、高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車停車可の交通規制を実施する場合には、必ずしも同規制標示を抹消することは要しない。
- (4) 必要に応じ、法定外表示（実施する場合は、「標章車」の文字の表示又は適用時間の表示とする。）の活用、カラー舗装（実施する場合は、色彩は淡い黄色とする。）の運用又は駐車方法を指定する表示（いわゆる駐車枠）の寸法の拡大について検討すること。

4 パーキング・メーター等

高齢運転者等のみの利用が見込まれるパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）については、その側面に「標章車専用」のシールを貼付するなど、標章車専用であることが分かるような工夫をすること。また、高齢運転者等に見やすいよう、パーキング・メーター等に記載されている文字を大きくすることなどについて、工夫を検討すること。

5 その他

高齢運転者等専用場所等の設置に当たっては、地域住民等からの要望・意見を聴取すること。

高齢運転者等標章に表示する記号等について

高齢運転者等標章に表示する記号及び標章番号並びに高齢運転者等標章に関し管理すべき事項については、下記のとおりとする。

1. 標章に表示する記号

道路交通法施行規則別記様式第1の3の3の備考1及び備考2により、標章には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施した銀色の記号を表示することとしている。

この記号は、銀箔を箔押ししたものとすることとし、光の反射角度に応じて「専」と「用」の文字が浮き出る措置を施すものとする。(図1参照)

2. 標章の標章番号

標章番号は、12桁の数字とし、最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード(共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。)、その次の3桁は発行所属コード、最後の5桁は発行年ごと発行所属ごとの一連番号とする。(図2参照)

3. 高齢運転者等標章の管理

標章の不正使用の防止等を図るため、原則として次に掲げる事項を管理すること。

- 住所、氏名、生年月日、電話番号その他の連絡先
- 申請事由
- 使用する普通自動車の番号標に表示されている番号
- 標章番号、交付年月日

図1

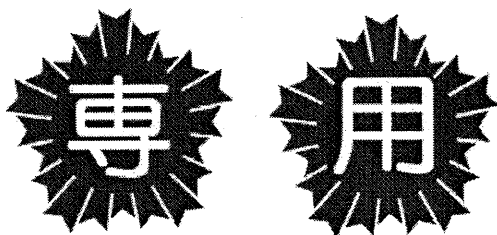
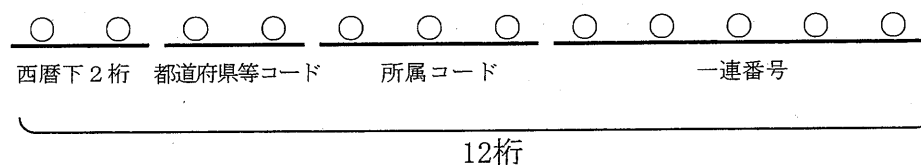


図2



「車両の種類 (503-D)」を表示する補助標識の色彩について

「車両の種類 (503-D)」を表示する補助標識の地の淡い黄色については、次の反射性能及び色度座標の範囲内のものを標準とする。

				広角プリズム型	カプセルプリズム型 (カプセルレンズ型)	封入プリズム型 (封入レンズ型と同程度)
観 測 角	12"	入 射 角	5°	80	50	14
			30°	30	25	7
	20"		5°	55	35	10
	20"		30°	25	18	5
	1.0°		5°	17	—	—
	1.0°		30°	7	—	—
1	x		0.350	0.350	0.350	
		y	0.330	0.350	0.350	
2	x		0.490	0.483	0.483	
		y	0.410	0.410	0.410	
3	x		0.400	0.400	0.400	
		y	0.500	0.496	0.496	
4	x		0.295	0.295	0.295	
		y	0.385	0.385	0.385	
Y	上限		85	80	80	
	下限		50	45	45	
光沢度				65	65	40